

講義にあたっての注意点

2020/4/30 版

- 1) 学生・教員ともに、毎朝登校前に体温測定・健康観察を行う。
- 2) 大学構内では、マスク/スカーフなどで口元・鼻を覆うこと。
- 3) 軽微であっても体調不良がある/患者の濃厚接触者となったものは、総安機構 info-hsc @ (アットマーク) office.chiba-u.jp へメールで連絡し、欠席(公欠/特別休暇)の上、総安機構で健康観察を行う。
- 4) 講義室・研究室に存在する学生数を減らすため、オンライン授業が可能なものはなるべくオンライン受講を認める。
- 5) 講義室は、朝、昼、夕など時間を決めて、1日に1回以上、机・椅子、機器等を拭き掃除する。(アルコール、次亜塩素酸など)
- 6) 講義室は指定席とし、学生間の距離を2m以上離す。
- 7) 講義室に入る際、講義終了後には、学生・教職員ともに、手洗い/手指消毒を行う。
- 8) 講義室の扉/窓を開放して換気をしたまま授業を行う。(暑さ寒さで難しい場合には、1時間ごとに10分=1コマ中に2回以上、窓を全開にして換気する。)
- 9) 講義の前後は、必ず扉/窓を開放し換気を行う。
- 10) 講義終了後、講義に使用した共用機器や、ドアノブの消毒を行う。
- 11) 少人数であっても、屋内で長時間討議するゼミなどは感染リスクが高いことを理解する。
 - (ア) 全員マスクを着用する(布マスク、スカーフなどでも可)
 - (イ) 個人間の距離を2m以上離す。
 - (ウ) 対面ではなく直角方向に座って話し合うなど、直接に飛沫を浴びにくい方法を工夫する
 - (エ) 状況によって、アクリル板やビニールシートなどでシールドすることを考慮する。
 - (オ) 実験機器、共用機器(パソコン、マイク等)は、使用するごとに触る部分を消毒する。
- 12) 万が一、患者もしくは疑い症例が発生した場合に備え、履修登録者/出席簿の管理を適切に行う。(保健所が接触者調査を行うため)
- 13) 患者発生時には、保健所・行政などの指導に従い、接触者の健康調査と講義室の消毒、健康観察期間の出席・出勤停止などが行われる。
- 14) 患者発生時には、当該教室の業者による消毒清掃を行う。(研究室なども対象になる)
- 15) 患者発生時に、学生・教員のプライバシーを守ることを理解する。

【本件に関する遠い合わせ先】

総合安全衛生管理機構 ナース室

内線 2214 E-mail info-hsc @ (アットマーク) office.chiba-u.jp